

岩手県告示第191号

スキージャンプ場条例（昭和60年岩手県条例第36号）第5条第2項の規定により、岩手県営スキージャンプ場の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 次の表に掲げる額

表 スキージャンプ場の利用料金

区 分	個人使用の場合	貸切使用の場合
児童及び生徒	1人1日までごとに 870円	1時間までごとに 1,760円
学生及び一般	1人1日までごとに 1,390円	1時間までごとに 2,780円

2 利用料金の適用年月日

令和8年4月1日